

大分県商工会連合会のホームページリニューアル委託業務 仕様書

1 委託業務内容

受託事業者は、次に掲げる（１）から（１３）の項目について、大分県商工会連合会（以下「本会」という。）と協議しながら委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、受託事業者として決定した際の企画提案書等に記載した事項のうち、本会の指示するものについては、契約書又は仕様書に追記する。

（１）ウェブサイトの基本方針

ア 職員・商工会会員・求職者を主な対象とし、必要な情報にすぐにアクセスできる分かりやすく見やすいサイト構成とすること。

イ サイトのデザインは、将来的なコンテンツの追加、変更を考慮したデザインとすること。

ウ 主要 OS 及び主要ブラウザ（PC、スマートフォン、タブレットを含む）で閲覧した場合、レイアウトやデザインの崩れ等がないこと。

エ 効果的な SEO 対策を行うこと。

オ 以下のコンテンツについては、CMS を導入する等、誰でも容易に追加・更新・削除が行えるシステム構成とすること。また、その他コンテンツに関しては、本会与協議の上で機能の要否を決定すること。

- ・「お知らせ」
- ・「広報誌かるふる」
- ・「景気動向・景況調査」
- ・「各種バナー（外部リンク）」

カ 商工会の一覧ページは、地域ごとの商工会を地図上および一覧で確認できる構成とし、各商工会の所在地、連絡先などの情報を掲載すること。

（２）ウェブサイトの基本構成

サイトの基本構成および主要コンテンツは、「福岡県商工会連合会」のホームページを参考にしつつ、受託者が自社の提案として企画・設計するものとする。なお、コンテンツの詳細な内容については、本会与協議の上で検討すること。

（３）機能要件

ア 「お知らせ」機能は、以下に対応していること。

- ・登録時に、プレビュー機能があること。
- ・指定した日時に自動で表示または非表示にできること。
- ・複数ファイルを添付できること。

- ・文章内に画像も表示できること。
- ・添付可能なファイルは（pdf/docx/xlsx/jpg/png/gif/zip）とすること。
- イ 「お知らせ」は、現行ホームページからのデータ移行は不要とする。
- ウ 「広報誌かるふる」、「景気動向・景況調査」は、令和元年以降のデータについては、新しいホームページへ移行すること。
- エ 全ページ SSL 化を行い通信の安全性を確保すること。
- オ 検索エンジンの最適化（SEO）に配慮した設計・構築を行うこと。
- カ 外部からサイトの破壊、改ざん等が行われないようセキュリティ対策を行うこと。
- キ アクセス数やアクセス経路が容易に確認できる機能があること。
- ク 業務履行期間内に軽微な修正・追加を本会が要望する場合は、速やかに内容を協議の上、対応すること。

（４）システム要件

ア 運用サーバー

以下のいずれかで対応すること。なお、接続情報等の詳細については別途、本会から提供する。

- ・現行のレンタルサーバー「Zenlogic」を利用する。
（「Zenlogic」が提供する任意のバージョンの PHP、データベース等を利用可）
（プラン：旧ホスティング プラン 2（2vCPU/2GB、容量 1TB））
- ・ホームページ作成サービス「グーペ」を利用する。
（プラン：ライトプラン）

イ ドメイン

現行ホームページのドメイン（URL）を継続利用すること。

ウ 運用・保守

- ・設計・開発時の不備に起因する不具合発生時は、検収完了後 1 年以内に限り、受託者が無償で対応するものとする。
- ・軽微な変更（文言修正、画像差し替え等）が発生した場合は、本会で対応を行う。
- ・検収完了後、大規模な変更（主要コンテンツの追加等）やシステムの更新作業が必要となった場合は、本会と協議したうえで、別途見積りを提出すること。

エ 操作マニュアル

CMS を導入する場合、コンテンツの追加・更新・削除の手順を簡潔にまとめた操作マニュアルを提出すること。

（５）業務の実施計画

業務スケジュールは、契約締結後、速やかに詳細な計画書（スケジュール、実施内容等を記載）を本会に提出すること。また、業務の実施にあたっては、本会と十分協議したうえで行うこと。

(6) 要望対応

業務履行期間内に軽微な修正・追加を本会が要望する場合は、速やかに内容を協議の上、対応すること。

(7) 検収完了条件

令和8年3月31日までに本会立ち合いのもと、本サイトの動作確認を実施し、合格すること。

(8) 委託費用の支払い

すべての業務が完了し、本会の実施する検査に合格した後、受託者からの請求により一括して支払う。

(9) 著作権等に関すること

委託業務における成果品の著作権は、本会に帰属する。

(10) 業務の適正な実施に関する事項

ア 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

イ 管理業務

受託者は、本委託業務の実施上発生した事故に関する損害（第三社に及ぼした損害含む）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が本会の責めに帰する事由による場合においてはこの限りではない。

ウ 守秘義務

受託者は、本委託業務において知り得た情報を厳重に管理し、関係者以外に漏らしはならない。又、本委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことについては、本仕様で定めた契約期間が終了した後であっても同様とする。

エ 立入検査等

本会は、事業の執行の適正を期する必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

(11) 瑕疵担保責任

本委託業務において、受託者が作成し、かつ本会が承認した文書との不一致や不具合が検収完了後1年以内に発見された場合は、本会と協議のうえ、受託者は無償で是正措置を行うこと。

(12) 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の

措置は、次のとおりとする。

ア 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本会は契約の取消しができる。そのために、本会に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

イ その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、本会及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

(13) その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。